

## 認定中の技術者教育プログラムの関係者の方へ

現在認定されている技術者教育プログラム（以下、単に「プログラム」と表記）関係者の方は、認定を継続されるために下記の事項にご留意いただくようお願いいたします。

### 1. プログラム認定の原則（新任のプログラム関係者の方へ）

下記の認定・審査に関する原則をご理解ください。

- JABEE の認定・審査に関する基本的な枠組みに関して説明した「技術者教育認定に関わる基本的枠組」により、認定・審査の全体像をご理解ください。認定・審査は JABEE ウェブサイトの「認定・審査」のページ (<https://jabee.org/accreditation/>) に掲載された各種文書に記載された内容に従って実施します。
- 認定を受けようとするプログラムは、審査により JABEE の認定基準に適合していると判断された場合に認定されます。
- 認定有効期間が終了する年度の翌年度（まで）に認定継続審査又は中間審査を受審することにより、認定有効期間を延長することができます。
- 認定プログラムの教育内容、名称等を変更する場合は、原則的には下記の図にあるように変更の初年度に入学した学生から適用し、変更前に入学した学生は（修学延長生を含めて）卒業まで変更前のプログラムで教育することを前提としています。

プログラム 変更前	プログラム 変更初年度	2年目	3年目	4年目
1年生	1年生	1年生	1年生	1年生
2年生	2年生	2年生	2年生	2年生
3年生	3年生	3年生	3年生	3年生
4年生	4年生	4年生	4年生	4年生

### 2. 審査及び認定

審査を受ける場合は、「認定・審査」 > 「認定を受けるまでの流れ」のページで公表されているその年度の審査スケジュールを確認し、下記の手順で審査を受けてください。

<https://jabee.org/accreditation/about/>

#### ① 認定審査の申請

- 前回の審査の際に、審査結果とともに次の認定継続審査又は中間審査の実施年度が通知されておりますので、それにしたがって当該年度の認定審査の申請を行ってください。
- 認定継続審査の場合は、都合により審査年度を前倒しすることもできますが、その際は、前倒しされた分だけ認定有効期間が短縮されます。
- 認定継続審査又は中間審査用の「認定審査申請書」を、公表された申請期間中に JABEE に提出してください（通常は毎年3月）。

- 認定審査を申請するにあたっては、「認定・審査」>「受審と審査に必要な文書類」>「認定審査申請関連」のページに掲載された文書類を参照して、申請を行う上で問題がないかをご確認ください。

[https://jabee.org/accreditation/basis/application\\_do/](https://jabee.org/accreditation/basis/application_do/)

- 中間審査の場合、通常審査では実地審査を実施しますが、書類審査では実地審査を実施せず、自己点検書による審査のみとなります。

#### ② 審査料の支払い

- 審査申請が正式に受理されたら、その通知とともに審査料の支払いについてご案内を送付しますので、ご対応ください。審査料の詳細については、「認定・審査」>「受審と審査に必要な文書類」>「審査料関連書類」のページに掲載しています。

[https://jabee.org/accreditation/basis/examination\\_fee/](https://jabee.org/accreditation/basis/examination_fee/)

#### ③ 自己点検書の提出

- JABEE からの通知により、指定された期限までに自己点検書を JABEE メンバーページにアップロードしてください。自己点検書の作成と提出に関しては、「認定・審査」>「受審と審査に必要な文書類」>「自己点検書関連書類」のページに掲載された文書類を参照してください。

[https://jabee.org/accreditation/basis/self\\_inspection\\_doc/](https://jabee.org/accreditation/basis/self_inspection_doc/)

- 中間審査を受ける場合は、前回の審査の結果で W と判定された点検項目及び前回審査が 2018 年度以前の場合はこれに加えて[C]と判定された点検項目が中間審査の審査項目となります。

#### ④ 審査への対応

- 審査団メンバーの情報が連絡されますので、そのメンバーによる審査を承諾するかどうか（いずれかのメンバーに利益相反等の問題がないか）を回答してください。
- 審査団が決定したら、責任者の方は、審査申請書に記載していただいた「実地審査の日程調整の基礎情報」をもとに審査団長、主審査員又は審査チーム派遣機関と調整して実地審査日程を決定してください（本項目以後の説明は、書類審査の場合を除いています）。
- 実地審査までに審査団長や主審査員から送付された「プログラム点検書（実地審査前）」を使用して、審査団から示された自己点検書の内容に関する不明点を解消するとともに、実地審査の詳細計画を決定してください。
- 実地審査ではスムーズな進行にご協力ください。
- 必要な場合は、審査団から提出された「プログラム点検書（実地審査最終面談時）」に対する「追加説明書」、「プログラム点検書（実地審査後）」に対する「異議申立書」及び「改善報告書」を決められた期限までに提出してください。

#### ⑤ 審査結果の受領

- JABEE から審査結果の報告とともに、認定可の場合は、認定開始年度、認定有効期間及び次回審査の種類と実施年度が通知されます。
- 教育機関名、プログラム名、認定分野に変更がある場合を除き、新たな認定証は発行さ

れません。

### 3. 認定取得後

認定を受けた場合は、プログラムは下記の項目につきご留意ください。

#### ① プログラム修了生への対応

- JABEE から認定の通知を受け取った（通常は3月初旬）後は、審査年度以降のプログラムの修了生に修了証を授与することができます。（なお、卒業までに修了証を渡すための準備期間を考慮し、JABEE から2月下旬に認定可否の内示が通知されますが、これは正式な認定の通知ではありません。）
- 修了生に対しては、認定による技術士第一次試験の免除、国際的同等性の担保等の効果を説明してください。
- 毎年の修了生の名簿を作成して、個々の卒業生が認定プログラムの修了生かどうかが明確になるように管理してください。

#### ② プログラムの継続的改善

- 認定を取得した後も継続的にプログラムを改善していくようお願いします（認定基準でも規定されている項目です）。
- JABEE では適正なプログラムの運営が特定の個人の努力に任されるのではなく、システムとして保証され、これによりプログラム運営の担当者が交代しても運営に支障が出ないようにすることを求めています。前任者と交代した方が審査の直前になって初めて認定・審査について勉強するという状況は、決して望ましいことではありません。
- JABEE から認定プログラムへの連絡は、プログラム責任者宛てに行いますので、プログラム責任者が変更になる場合は JABEE に通知してください。

#### ③ 認定継続審査／中間審査

- 審査の結果により6年間の認定有効期間が認められた場合、次回は認定継続審査を、それより短い認定有効期間となった場合、次回は中間審査を受けて認定有効期間終了後に新たな認定有効期間を得て認定を継続することができます。審査結果を報告する際に、次回の認定継続審査又は中間審査の実施年度を連絡します。

#### ④ 認定維持料

- 認定有効期間中の審査のない年度では、毎年度 JABEE に「認定維持料」を請求書に基づき支払っていただきます。
- 認定維持料の詳細については「認定・審査」>「受審と審査に必要な文書類」>「審査料関連書類」のページに掲載された文書類を参照してください。

[https://jabee.org/accreditation/basis/examination\\_fee/](https://jabee.org/accreditation/basis/examination_fee/)

#### ⑤ 年次報告

- JABEE から毎年度、年次報告書の提出依頼を行います。年次報告書は JABEE から提供された回答用フォームに修了者数、プログラム責任者、学内組織、プログラム名及びプログラム形態の変更の有無等を記入して、指定された方法で報告してください。

- プログラムの内容や組織の大幅な変更が予定されており、認定プログラムの継続的運営や履修生・修了生の扱い等について判断にお困りの場合は、年次報告書末尾の「相談、確認」の欄にご相談されたい事項を記入してお知らせいただくか、直接 JABEE 事務局 ([accreditation@jabee.org](mailto:accreditation@jabee.org)) にお問い合わせください。